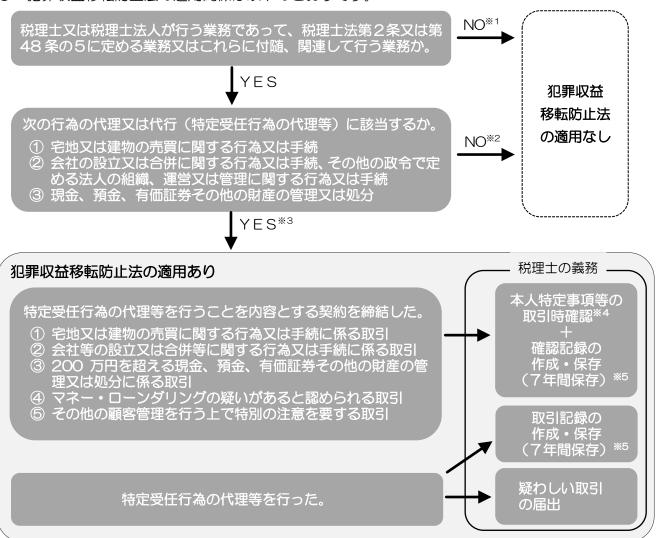
## 犯罪収益移転防止法における税理士の責務

- 犯罪収益移転防止法により、税理士等には、税理士として行う特定の業務について、顧客の本人確認、本人確認記録の作成・保存、取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出の義務が課せられています。
- 犯罪収益移転防止法の適用関係は以下のとおりです。



- ※1 〇 税理士の立場と関係なく、私的に行う業務(例:自身が居住するマンションの管理組合が有する現金の管理)
  - 税理士業務の顧客ではない者のために行う業務(例:親族の相続財産の管理)
- ※2 政省令により除外されている業務
  - イ) 租税の納付についての代理・代行、口) 成年後見人としての業務
  - ハ)財産の管理又は処分のうち、財産価額が200万円以下の取引
  - 特定受任行為の代理等に該当しない業務の例
    - イ)顧客の代理又は代行ではない業務(例:税務相談のみを行う場合)
    - 口) 法人の機関として行う業務(例:会計参与、取締役、監査役等として行う業務)
- ※3 特定受任行為の代理等に該当する業務の例
  - イ)顧客に代理して行う不動産の売買、ロ)会社の合併比率算定書の作成、ハ)顧客の相続財産の管理

## ※4 取引時の確認事項

自然人:本人特定事項(①氏名、②住居、③生年月日)、取引を行う目的、職業法人:本人特定事項(①名称、②所在地)、取引を行う目的、事業内容、実質的支配者※上記のほか、ハイリスク取引で200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況

※5 記録を作成するための様式【ヒナ型】は、日本税理士会連合会ホームページ(会員専用ページ)に掲載